

平成20年2月29日

各 位

会社名 アライドテレシスホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長 大嶋 章 禎
(コード番号：6835 東証第2部)
問合せ先 IR部 原 洋一
(TEL：03-5437-6007)
(URL <http://ir.at-global.com/>)

株主総会付議事項決定のお知らせ（ストックオプション発行）

当社は、平成20年2月29日開催の取締役会において、当社及び当社関係会社の従業員、取締役、監査役及び社外協力者に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づきストックオプションとして新株予約権を発行すること及び本新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任すること、ならびに、当該ストックオプションを当社の取締役・監査役に付与する場合は、現行の報酬限度額とは別枠で付与することの承認を求める議案を、平成20年3月25日開催予定の当社第21回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

ストックオプションは、当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高め、株主の視点を取り入れることにより経営参画の意識を高めること、また、優秀な人材の確保等を目的として付与するものであります。

なお、本プレスリリースは、下記内容にて、第21回定時株主総会に付議することを決定した旨をお知らせするものであります。実際のストックオプション発行につきましては、当該付議議案が株主総会で可決された後に、当社取締役会にて検討するものであります。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるとともに、株主の視点を取り入れることにより経営参画の意識を高めることを目的として、当社及び当社関係会社の従業員、取締役、監査役及び社外協力者に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の割当日

当社取締役会に委任するものとする。

4. 新株予約権の要領

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式8,000,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむをえない事由が生じた場合には、合理的な範囲で目的である株式の数を調整するものとする。

(2) 発行する新株予約権の総数

80,000個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的である株式数100株とする。ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の発行を決議した日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合はそれに先立つ直近の終値）とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記の他、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で目的である株式の数を調整するものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

平成20年3月26日から平成30年3月25日までの間で、当社取締役会において決定する期間とする。

(5) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者が当社又は関係会社を退職し、当社又は関係会社の従業員、取締役及び監査役の地位でなくなった場合、新株予約権を行使することができない。ただし、従業員が会社都合により退職した場合もしくは定年により退職した場合、取締役及び監査役が任期満了により退任した場合等、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の最低単位は1個とし、分割行使はできないものとする。
- ③ 新株予約権の相続及びその他の権利行使上の条件等については、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議及び当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(6)①により算出される資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において、新株予約権を譲渡してはならない旨を定めることができるものとする。

(8) 新株予約権の取得及び消却の条件

- ① 当社は、新株予約権者が上記(5)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得し消却することができる。

- ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は新株予約権を無償で取得し消却することができる。
- ③ 新株予約権者が新株予約権の全部または一部について放棄もしくは返還の意思を示した場合は、当社は新株予約権を無償で取得し消却することができる。
- (9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権者の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(1)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(3)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(9)③に従って決定される新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(6)に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）による承認を要する。ただし、再編対象会社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において、新株予約権を譲渡してはならない旨を定めることができるものとする。
- ⑧ 新株予約権の取得及び消却の条件
上記(8)に準じて決定する。
- (10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (11) 新株予約権のその他の内容
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会で定めるものとする。

以 上